

## スペースラブ計画の実施に関する欧州宇宙研究機構の加盟国と欧州宇宙研究機構との取極

(1973年8月10日発効)

1962年6月14日に署名のために開放された、欧州宇宙研究機構設立のための条約(以下「条約」という。)の締約国政府であるこの取極の署名政府(以下「参加主体」という。)及び欧州宇宙研究機構(以下「機構」という。)

は、アメリカ合衆国による、欧州に対する、一又は複数の研究棟及び応用棟の開発並びにシャトル軌道システムの利用によるアポロ以降の計画への参加の提議に留意し、

アポロ以降の計画における協力に関する欧州宇宙会議の1970年7月24日の決議第3号、及びスペースラブ計画の実施に関する1972年12月20日のブリュッセルでの会合で欧州宇宙会議によって達成され、合衆国当局に通告された合意(この合意に基づき、この計画が第一に機構によって実施され、その後将来の欧州宇宙機関によって継続される。)を想起し、

現在進行中の最も重要な宇宙計画の実施に向けての欧州の積極的な貢献が国際協力にもたらす利益及びこの計画への参加によって宇宙技術の発達が欧州にもたらす利益を考慮し、

機構の第50会期(ESRO/C/MIN/50)において、機構の理事会により既に与えられた権限(この権限に基づき、事務局長がスペースラブのプロジェクト定義段階を開始した。)を考慮し、

機構と合衆国政府の国家航空宇宙局(NASA)との間の了解覚書草案(ESRO/C(73)2、rev. 1-Annex III、以下「了解覚書」という。)を考慮し、

機構の第 53 会期において、機構の理事会によって採択された、機構の枠内でスペースラブ計画を実施することの承認に関する決議(ESRO/C. LIII/Res. 1 [Final])に留意して、

次のとおり協定した。

## 第 1 条

1. 参加主体は、この取極の規定、特にその第 5 条の規定に基づき、合衆国の機関と密接に協力して、合衆国のスペースシャトル軌道システムに技術的に統合される部分としてのスペースラブの定義、設計、開発及び建造、並びに、これを利用するアポロ以降の計画への欧州の貢献を目的とする計画を実施する。
2. スペースラブ計画の目的及び要素は、この協定の附属書 A に定める。

## 第 2 条

第 1 条に定める計画は、二つの段階、即ち既に開始された定義段階と設計、開発及び建造段階に分けられる。

1. スペースラブの定義段階(部分段階 B1-B3)の目的は、利用者の要求に照らしてスペースラブのコンフィギュレーションを確定し、対応するサブ・システムを定めることである。部分段階 B2 の終了時に利用可能な成果は、設計、開発及び製造段階の詳細な費用分析及び見積経費と共に、技術上の提案及び開発案の準備の基礎となる。
2. 本条 1 に定める詳細な分析のための諸要素は、1973 年 8 月 1 日までに参加主体に提供することができ、また機構の他の加盟国に通告される。
3. 設計、開発及び製造段階を行う決定は、第 5 条の規定に基づいて行われる。

## 第 3 条

1. 機構は、条約第 8 条に基づき、この取極の附属書 A に定める日程表その他の規定に基づいてスペースラブ計画を実施するものとする。

2. 機構は、この取極に別段に定める場合を除いて、機構における現行の規則及び手続に基づいて計画を実施するものとする。
3. 機構は、第 1 条に定める NASA との協力のために、かつ、シャトル軌道システムの他の部分、特にスペースシャトルの開発とスペースラブの密接な統合を確保するために、了解覚書に基づいて NASA との協力及び調整の構造を定めるものとする。欧州の科学的及び技術的な利用者は、機構と NASA の作業に参加する。

#### 第 4 条

1. 参加主体の代表によって構成される計画理事会は、計画について責任を有し、またこの協定の規定に基づき、計画に関するすべての決定を行うものとする。
2. 計画理事会は、機構の一以上の計画に影響する問題については、機構の理事会の諮問機関としての役割を果たし、これらの問題に関して、理事会にすべての必要な勧告を行う。
3. 計画理事会は、特に次のことを行う。
  - a. 機構の事務局長に計画の実施、特に、合衆国のシャトル軌道システムの他の要素と計画のインターフェースに関するすべての必要な指示を与えること。
  - b. 機構が、スペースラブ・システムの将来の欧州の利用者との密接な関係を確立するよう確保すること。
  - c. 了解覚書並びに、参加主体の権利及び義務に関係する限り、その他の関連法律文書の履行を確保すること。
  - d. 可能な場合には、スペースラブの開発終了の少なくとも 3 年以前に、この協定の第 10 条に定める諸原則の実施のための規則を研究すること。
4. 計画理事会は、計画の適切な実施のために必要と考える諮問機関を設立することができる。

5. 計画理事会の決定は、この協定に別段に定める場合を除いて、機構の理事会の  
手続規則に基づいて行われる。当該規則は必要な変更を加えて適用する。

## 第 5 条

1. 計画の予算額は、この取極を署名のために開放する日には、この取極の附属  
書 B に掲げる諸要素に基づき、1973 年中期の価格で 308 百万計算単位と見積ら  
れる。この額は、定義段階の部分段階 B2 の終了時に再検討される。

参加主体は、この再検討によって全体的な予算の見積が確認される場合には、計  
画を継続し、定義段階の部分段階 B3 並びに設計、開発及び建造段階を開始する  
ことに合意する。見積を大幅に超過することが明らかな場合には、脱退を希望す  
る参加主体は計画から脱退することができる。ただし計画を継続することを希望  
する参加主体は、相互に協議し、継続の措置を決定するものとする。

2. 参加主体は、1973 年の終了時まで完成すべき定義段階の研究のために 10  
百万計算単位の予算額を定める。参加主体は、この取極の附属書 B に定める表  
に基づき、1973 年 7 月末までに達成すべき部分段階 B1 及び B2 の実施のために  
必要な額に限り、これらの研究の資金の拠出に合意する。本条 1 に定める再検  
討が行われる場合には、参加主体は部分段階 B3 に関連する予算額を解除するか  
どうかを決定する。

3. この計画の予算総額の決定に際して、参加主体は、全会一致によって各々の  
出資率を決定する。

4. 関連年次予算は、関連予算額の枠内で、計画理事会の 2/3 の多数による承認を  
必要とする。

## 第 6 条

1. 参加主体は、この協定の第 5 条 3 に定める計画の予算総額を価格水準の変動  
の場合に改定することができるように、当該時に機構において有効な手続を適用  
することに合意する。

2. 価格水準の変動以外の理由で予算総額の改定が必要となる場合には、次の規定を適用するものとする。

a. 完成までの見積経費が、計画の予算総額の 20%を累積して超過することがない場合には、計画理事会は、2/3 の多数によって追加経費について決定できる。この場合いかなる参加主体も計画から脱退することができない。

b. 完成までの見積経費が、計画の予算総額の 20%を累積して超過する場合には、脱退を希望する参加主体は、第 17 条の規定に基づき計画から脱退することができる。計画の継続を希望する参加主体は、相互に協議して、その継続の方式を決定する。参加政府は随時機構の理事会に報告する。機構の理事会は必要な決定を行う。

## 第 7 条

計画の実施から生ずる知的所有権及びそのようにして生ずる技術的情報の入手及び使用は、了解覚書の関連する条件に適合する限り参加主体に留保する。ただし機構は、その活動全体について、これらを無料で利用する権利を有するものとする。

## 第 8 条

1. 参加主体は、機構に対して機構の規則及び手続に基づいて、計画の実施に必要な契約を締結することを許可する。ただし、計画の実施についての契約及び下請け契約を締結するにあたって、契約方針及び作業の配分に関する機構の理事会の決定を考慮して、可能な場合には必ず、作業が参加主体の領域内で行われることに第一の優先権を与え、第二の優先権は、作業が機構の他の加盟国の領域内で行われることに与えるものとする。

2. この目的上、スペースラブ計画に関する参加主体の間での契約の地理的配分は、参加主体の出資率に対応するものとする。機構からの直接の契約によって又は産業上の主要な契約者が発注する下請け契約によって、非加盟国において行われるべき作業の割合は、この計画において多分非常に高いものとなるため、機構

は、これらの契約及び下請け契約の額を再検討し、参加主体間での契約の地理的配分に関する統計の準備から除外するよう確保する。

## 第 9 条

1. 参加主体のために活動する機構は、計画に基づき開発されるスペースラブの要素、並びに計画の実施のために獲得する施設及び装備の所有者となる。
2. NASA にこの取極に基づき開発される要素を提供するための条件は、附属書 A に定めるように、機構と NASA との間の了解覚書、及び適当な場合には、第 10 条に定める参加主体と合衆国政府との間の政府間協定によって決定するものとする。

獲得した施設及び装備の移転は、機構の理事会との協議の上で、計画理事会によって決定される。

## 第 10 条

参加主体は、機構の理事会と協議の上で、合衆国政府との協定において、スペースラブ及びシャトル軌道システムの他の部分、特にスペースシャトルの利用、合衆国の技術の入手及び当該協定に関係するその他のすべての問題に関する原則を定めるように意図する。

## 第 11 条

1. 参加主体は、計画の実施の結果として国際的な責任が含まれる場合には、機構が被るいかなる責任に関しても機構に補償するものとする。
2. 計画に関して機構が受領した損害の補償は、第 5 条 4 に定める年次計画予算に計上されるものとする。

## 第 12 条

参加主体は、NASA との間の了解覚書案の規定及びそこから生ずる権利及び義務に留意する。参加主体は、機構の理事会が計画理事会及び機構の理事会により

承認された文書に事務局長が署名することを許可することに同意する。この覚書が効力を生じない場合、又は同覚書が実質的に修正される場合には、参加主体は、とるべき適当な措置を決定するために相互に協議する。

### 第 13 条

1. 二以上の参加主体の間で又はいずれかの参加主体と機構との間で生ずる、この取極の解釈又は適用に関する、相互の同意によって解決することができないかなる紛争も、いずれかの紛争当事者の要請によって、国際司法裁判所長官の指名する一人の仲裁人に付託するものとする。仲裁人は、紛争当事国の国民であってはならず、また紛争当事国に常住するものであってはならない。
2. この取極の締約国で紛争の当事国でない国は、手続に参加する権利を有するものとし、仲裁人の決定は、手続に参加したかどうかにかかわらず、すべての参加主体並びに機構を拘束するものとする。

### 第 14 条

1. この取極は、1973年3月1日より1973年8月10日まで、機構の加盟国による署名のために開放する。本条3の規定に基づき取極が8月10日に効力を生ずる場合には、1973年9月23日まで署名のために開放する。
2. 国家は、次の行為によってこの取極の締約国となる。
  - 批准又は承認を必要としない署名。
  - 取極が批准又は承認を必要として署名された場合には、フランス共和国政府への批准書又は承認書の寄託。
3. この取極は、機構によって署名された場合、及び、附属書Bに定める表に基づき、本条2の規定に基づきこの取極の締約国となった国により支払われる出資合計額が、部分段階B2について支払われる出資総額の2/3に等しくなる場合に効力を生ずるものとする。

4. 本条 3 の適用上、取極を暫定的に適用し、かつ、できる限りすみやかに批准又は承認を求めることを意図する宣言の寄託政府への寄託は、批准書又は承認書の寄託と見做す。
5. 1973 年 8 月 10 日までに取極に署名しなかった機構の加盟国政府は、この日以降も取極の他の締約国政府が同意することを条件として、取極の締約国となることができる。この場合には、当該政府がフランス共和国政府に加入書を寄託しなければならない。当該政府はまた、この取極の締約国となるために本条 4 の規定を適用することができる。
6. 計画理事会が全会一致で別段に決定を行う場合を除いて、本条 5 の条件に基づきこの取極の締約国となる政府は、取極の発効時に取極の締約国であったならば、支払ったであろう、定義段階についての経費への拠出金をも含む額と同額の拠出金を払込むものとする。この拠出金は計画予算への拠出額に比例して他の参加主体の貸方に記入される。

#### 第 15 条

機構の加盟国でない国の政府は、計画に加入するための機構の理事会への要請を提出することができる。当該要請を認める機構の理事会の決定は全会一致を必要とし、かつ、計画理事会との合意の上で行われなければならない。計画理事会は全会一致で詳細な加入の条件を決定するものとする。

#### 第 16 条

機構は、この取極の規定に基づき計画が適切に完了した場合には、計画理事会との協議の後、参加主体に通告し、この取極は当該通告の受領によって終了するものとする。

#### 第 17 条

1. 第 6 条 2 の条件に基づき脱退を希望する参加主体は、機構に脱退を通告するものとする。この脱退は、次の規定に従って、通告の日に効力を生ずるものとする。

- a. 脱退する参加主体は、当概年度又は前年度の予算に基づき採択された拠出額を合意した方法で支払わなければならない。
  - b. 脱退する参加主体は、当該年度又は前年度の予算に基づき承認されかつ使用された誓約予算額に対応する、設計、開発及び製造段階に関連する払込経費の分担額を支払わなければならない。
  - c. 脱退する参加主体は、a 及び b に定める義務の履行まで、計画理事会の構成員であるものとする。脱退する参加主体は、これらの義務に直接関連する問題についてのみ投票権を有する。
2. 脱退する参加主体は、その脱退が効力を生ずる日まで既得権を保持する。その脱退の後に決定された行動及び開発に関しては、参加主体と脱退する参加主体との間で別段に合意されない限り、及び合意が成立する場合にはその限りにおいて、もはや拠出していない計画の部分に関してはそれ以上何らの権利又は義務が生ずるものではない。機構の条約の第 17 条の規定に必要な変更が加えられて適用されるものとする。
3. 第 15 条の規定に基づき計画に加入した非加盟国が計画からの脱退を希望する場合には、本条の規定に必要な変更が加えられて適用されるものとする。

## 第 18 条

この取極の附属書 A 及び B は取極の不可分な一部をなす。

## 第 19 条

1. この取極は、了解覚書の関連規定を損なうことなく、参加主体又は機構の要請によって改正することができる。改正は、すべての締約国が寄託政府に承認を通告した場合に効力を生ずるものとする。
2. 計画理事会は、了解覚書の関連規定を損なうことなく、附属書の改定条項に含まれる特別規定に基づき、取極の附属書を改定することができる。

## 第 20 条

取極の効力発生と同時にフランス共和国政府は、この取極を国際連合憲章第 102 条の規定に基づき国際連合事務局に登録する。

## 第 21 条

フランス共和国政府はこの取極の寄託政府となり、参加主体及び機構にこの取極の効力発生の日及び改正の日、すべての批准書、承認書及び加入書並びに取極を暫定的に適用する意図の宣言書の寄託について通告するものとする。

以上の証拠として、下名の全権委員は、正当に権限を受けてこの取極に署名した。

1973 年 2 月 15 日にヌィイ・シュール・セーヌ(Neuilly sur Seine)において、ひとしく正文である英語、フランス語及びドイツ語によって本書一通が作成され、フランス共和国政府に寄託される。フランス共和国政府は、認証謄本を各参加主体及び機構に送付するものとする。

## 附属書 A

### 1. スペースラブ計画の目的

スペースラブ計画は、シャトル・ミッションにおける研究及び応用活動の実施のために適当な有人の余圧された実験棟及び余圧されていない機器プラットフォーム(パレット)の定義、設計、開発及び建造を含むものとする。実験棟及びパレットは、分離して又は一体で、シャトルの搭載物室で地球周回軌道に運搬され、かつ、同軌道から回収され、ミッションを通じて、シャトル・オービターに取り付けられ、支援される。実験棟は、余圧された環境、利用者に最小限の費用で実験及び観測設備を供給する多様な能力、利用者の迅速なアクセス、及びシャトル・オービターの地上での準備活動への支障を最小限にすることによって特徴づけられる。パレット、支援望遠鏡、アンテナ及び宇宙空間での直接的な暴露を必要とする他の機器及び設備は、実験モジュールから遠隔操作される実験に伴って通常実験棟に取り付けられるが、またシャトル・オービターに直接取り付けられて、オービターの船室から操作することもできる。同概念に関する追加の記述資料は、NASA と共同で作成される予備プロジェクト・プランに含まれる。

### 2. 計画

#### 2.1. 定義段階(段階 B)

##### 部分段階 B1

- 選定された概念に関する研究の継続。
- 費用の観点から重大なサブ・システムの確認。
- 産業構造の可能な適応。

##### 部分段階 B2

費用分析を伴う、システムの選択及び対応する開発案に至る技術上の提案、並びに、機構が準備すべき設計、開発及び建造段階のための費用の提案の見積の作成。

### 部分段階 B3

部分段階 B2 の終了時に選定されたシステムに基づき次の行動がとられる。

—対応するサブ・システムの予備的なプロジェクトの研究。

—運用の分析。

—設計、開発及び製造段階のための確定的な提案の作成。

このサブ・システムは、次の段階のための主契約者の選定によって終了する。

### 2.2. 設計、開発及び製造段階

—スペースラブの異なる要素の詳細な仕様書及び製造案の準備。

—スペースラブの要素の開発。

—完成したスペースラブの試験、組立て及び点検。

次の要素は NASA に引き渡すために計画される。

スペースラブ飛行ユニット一基、スペースラブ機能モック・アップ一基、場合により、必要な交換部品と関連文書を伴う、スペースラブ地上支援設備二組。

### 3. 日程表

現時点で、日程表は以下のように予定している。

—定義段階(段階 B)

部分段階 B1:1972 年 11 月中旬～1973 年 1 月末

部分段階 B2:1973 年 2 月初旬～1973 年 7 月末

Version date:  
11/7/2014 10:26:00 AM

International Outer Space Law, Volume 2, Part 2  
OPS-Alaska

部分段階 B3:1973 年 8 月初旬～1973 年度末

—設計、開発及び製造段階

第一回スペースラブの飛行は 1979 年に予定されている。

#### 4. 改定条項

この附属書の規定は、計画理事会の全会一致の決定によって改定することができる。

## 附属書 2

### 1. 計画の費用

予算総額は、1973 年中期の価格で 308 百万計算単位(MAU) と見積られ、次の要素からなる。

—定義段階:この段階のための予算額は、10 百万計算単位(MAU) と定められ、次のように配分される。

—部分段階 B2:7MAU。

—部分段階 B3:3MAU。

—設計、開発及び製造段階:予算額は、取極の第 5 条 1 の規定に基づき決定されるものとする。主要な開発契約の費用は 175MAU と見積られる。

—内部経費(30MAU と見積られる) 及び共通支援経費の分担金(33MAU)。

—15MAU と定められた宇宙技術を含む臨時経費及び 45MAU と見積られる主要な開発契約に含まれないシャトル計画に起因する修正。

### 2. 出資比率表

a. 各参加主体は、この取極の第 5 条 2 の規定に基づき、1973 年に適用する次の表に従って、この取極の条件に基づいて、機構による定義段階の部分段階 B2 の実施から生ずる経費に対して拠出するものとする。

国名	出資率 (%)
ドイツ連邦共和国	52.55
ベルギー	4.20
デンマーク	1.50
スペイン	2.80
フランス	10.00
イタリア	18.00
オランダ	2.10
グレートブリテン及び北ア イルランド連合王国	6.30
スイス	1.00
その他(*)	1.55

(\*) 次の c の規定が適用される限りにおいてドイツ連邦共和国に帰属する投票比重。

b. 部分段階 B3 並びに設計、開発及び建造段階の実施のための表は部分段階 B2 の完了時に取極の締約国が定める(本取極の第 5 条参照)。

c. ドイツ連邦政府は、上記の表の「その他」の項に掲げる合計額の支払を、これらが別な方法で賄われる時まで保証する。

### 3. 財政及び契約状況に関する機構による報告

機構の事務局長は、機構の財政規則の規定及び機構の理事会に提出されるべき定期報告に関して当該理事会によって採択された規定に基づき、作業の地理的配分、拠出金の徴収、計画の現在までの経費並びに計画の達成のための経費の最新の見積に関する報告の提出についての必要な指示を与えるものとする。

### 4. 財政規則

上述の取極に基づく機構による計画の実施に起因する直接的な経費は、この取極の規定の適用上、財政規則の関連規定に基づき、機構によって作成され管理される計画予算に対して計上されるものとする。機構の共通経費及び支援経費における計画の分担額は、機構により本件に関して採択された原則及び手続に基づいて作成され、計画予算に計上される。

## 5. 改定条項

この附属書の 1 及び 2 の規定は、計画理事会の全会一致の決定によって改定することができる。この附属書の 3 及び 4 の規定は、計画理事会の 2/3 の多数決によって改定することができる。